

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示

いなさ園訪問看護ステーションでは、令和 8(2026)年度診療報酬改定に基づき、ICT ツール(情報通信技術を用いて業務やコミュニケーションを効率化するシステム)を活用して、関係機関と情報を共有する「訪問看護医療情報連携加算」の算定を開始することとなりました。

1.内 容

当ステーションは、訪問看護医療情報連携加算の施設基準を満たし、ICT(情報通信技術を用いて業務やコミュニケーションを効率化するシステム)を活用した医療情報連携体制を構築しています。

医師、薬剤師、リハビリ職種、ケアマネジャーといった関係職種等と、常日頃から ICT を用いて診療情報やケアの状況を共有・活用することで、より安全で質の高い訪問看護を提供することを目的とします。

共有される情報は、ご利用者の同意を得たうえで適切に取り扱います。

2.対象者

医療保険にて訪問看護管理療養費を算定する方

1,000円(月1回に限り算定) ※自己負担割合に応じた金額となります

3.活用する ICT ツール

- ・まめネット
- ・MCS

令和 8(2026)年 6 月1日制定

いなさ園訪問看護ステーション